

令和元年度『介護事業所内保育施設運営支援事業補助』のご案内

県では、介護事業所内で介護従事者の乳幼児のための保育施設を運営する場合に、運営費の一部を補助する制度を設けております。特に、保育所運営に対する、国からの助成金や市町村からの給付の対象とならない、比較的小規模な事業所内保育施設も対象にするものです。

制度の概要

1 補助対象事業

介護事業所（介護施設、居宅サービス、地域密着型サービス等）が介護従事者の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業が対象です。

2 補助事業概要

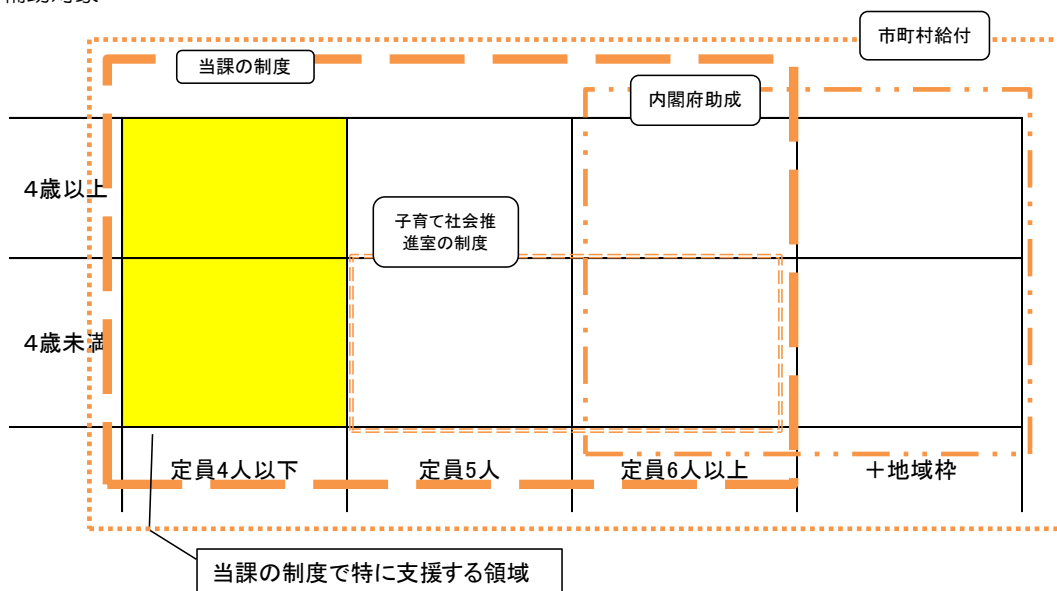
(1) 補助金額算定方法 : (補助基準又は対象経費いずれか少ない方) × 補助率 (2/3) = 補助金額

●補助金の計算例（保育士等人数2人、児童数4人で12ヶ月運営した場合）

{ (2人 × 180,800円 × 12ヶ月) - (24,000円 × 4人 × 12ヶ月) } × 2/3 = 2,124,800円
(実際には1,000円未満切り捨て)

(2) 補助対象経費 : 保育に従事する者の人件費

(3) 補助対象



3 令和元年度事業のスケジュール

補助協議の募集期間は、令和元年7月31日（水）までです。

※期間内に予算上限を上回る応募があった場合には、抽選により補助事業者を決定します。

※期間内に予算上限に達しない場合は、随時申込みを受け付けることとします。

4 補助対象とならない場合、留意事項

- 他の補助制度等により既に経費の一部又は全部に補助を受けている事業は対象外です。
- 実施主体は「認可外保育施設指導監督基準」を尊重していただく必要があります。
- 介護施設内に保育施設を設置するにあたっては、介護施設等所管庁に設置の可否を確認いただき、建築・消防・保健等の関係機関にも十分に確認してください。
- 補助金を受けて整備した介護施設等の中に保育施設を設置する場合、財産処分承認の手続きが必要です。
- 今年度に新規で保育施設を開所した事業所等が対象です。

◇制度の詳細内容は下記のホームページで御確認ください。

アドレス <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/kaigo-hoiku.html>